

平成 2 6 年 第 4 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 6 年 4 月 1 8 日

武蔵村山市教育委員会

平成26年第4回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成26年4月18日(金)

開会 午前 9時31分

閉会 午前11時13分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男
指田登美子 本木益男
持田浩志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	指導主事	勝山 朗
スポーツ振興課長	指田 政明	図書館長	乙幡 孝

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	橋本真奈美
	坂西 雅史

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第35号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第36号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第37号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第38号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
- 8 議案第39号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
- 9 議案第40号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 10 議案第41号 武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針の策定について
- 11 協議事項 武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領（案）について
- 12 その他

◎開会の辞

○高橋委員長 本日の会議に際し、現在4名の方からの傍聴の申出がありました。本教育委員会会議規則第33条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、委員の皆様にご報告いたします。

それでは、本日の出席議員は全員でございます。

これより、平成26年第4回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成25年度区域外就学の状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、区域外就学の状況についてでございます。

平成25年度中におきます他区市町村から本市への就学者数につきましては39人、本市から他区市町村への就学者数につきましては50人で、指定学校以外の就学者数につきましては89人となっております。

まず、表の区分でございますが、左側より、1学期、2学期、合計となっております。項目は、上段より、他区市町村から「本市」、この「本市」につきましては、住所が他区市町村にあって本市の公立学校へ通学している児童・生徒でございます。次に、本市から「他区市町村」、この「他区市町村」は、住所が本市にあって他区市町村の公立学校へ通学している児童・生徒でございます。

まず、他区市町村から「本市」へは、小学校で28人、中学校で11人の合計39人でございます。

次に、本市から「他区市町村」へは、小学校で30人、中学校で20人、合計で50人でございます。

区域外就学に係ります理由といたしましては、最終学年が33人、学期途中は31人、転入先付けが8人、その他では、家庭の事情などにより17人となっております。

以上で、区域外就学の状況についての説明を終わりにさせていただきます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。平成25年度学校選択制の結果（平成26年度入学）についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 学校選択制の結果についてでございます。

平成25年度に学校選択制により、市内各校への転入・転出した生徒数につきましては、合計で90人でございます。本市では、平成17年度就学の中学1年生から、中学校選択制を開始しております。

制度の理由につきましては、平成16年度申請が56人でスタートし、平成21年度は85人、平成22年度は94人、平成23年度は86人、平成24年度は83人、また平成25年度につきましては90人で、平成25年度のこの制度の利用割合は、新入学生徒の12.5%となっております。

各中学校の状況でございますが、表の対象校の縦が転入、横が対象校からの転出で、第一中学校は転入が21人、転出が45人で、24人の減、村山学園第二中学校は転入が2人、転出が13人で11人の減、第三中学校は転入が26人、転出が10人で16人の増、第四中学校は転入が32人、転出が10人で22人の増、第五中学校につきましては転入が9人、転出が12人で3人の減となっております。

主な理由といたしましては、友人関係、通学距離、部活動、兄弟関係、その他では学校の設備・施設面などが選択の理由として挙げられております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。平成26年度4月7日現在の児童・生徒数及び学級数の状況についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 平成26年度児童・生徒数及び学級数の状況についてでございます。

平成26年4月7日現在でございますが、小学校の通常学級につきましては147学級で、昨年度と比較いたしますと5学級の増となっております。また、特別支援学級数につきましては18学級で、1学級の増となっております。

次に、中学校についてでございますが、中学校につきましては通常学級につきましては62学級、昨年度と比較いたしますと1学級の増となっております。また、特別支援学級につきましては7学級で、こちらも1学級の増となっております。

平成26年度の学級編制でございますが、小学校は第1学年、第2学年が35人以下の学級編制、第3学年から第6学年までが41人以下の学級編制となっております。

中学校につきましては、第1学年が35人以下の学級編制、第2学年、第3学年が41人以下の学級編制となっております。

次に、在籍者数についてでございますが、小学校児童の在籍者数につきましては、通常の学級で4,542人、特別支援学級は56人、合計で4,598人となっております。前年度と比較いたしますと、通常の学級は26人の増、特別支援学級は1人の増で、合計で27人の増となっております。

次に、中学校の生徒の在籍者数でございますが、通常の学級で2,079人、特別支援学級は32人、合計で2,111人となっております。前年度と比較いたしますと、通常の学級は64人の増、特別支援学級は3人の増、合計で67人の増となっております。

なお、右下欄の各通級指導学級の学年別の児童・生徒数につきましては、ただいま御報告いたしました小学校児童及び中学校生徒の在籍者数の内数でございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上でございます。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 今、教育総務課長の方から学級編制の人数について報告がありましたが、小学校の第1学年、第2学年につきましては35人以下の学級、それから3年生から6年生までは40人以下の学級編制となります。また、中学校の第1学年については、東京都の教員加配によりまして35人以下の学級、2年生、3年生については40人以下の学級編制となりますので、内容を訂正させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○高橋委員長 よろしいですね。

○松下教育総務課長 大変失礼いたしました。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。平成26年度小・中学校等の教職員数及び平成26年度教職員の異動状況についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、初めに平成26年度小・中学校等の教職員数等について御説明をさせていただきます。

小・中学校の本年度の教職員数でございますが、正規教職員は小学校241人、中学校128人、計369人でございます。主幹教諭及び主任教諭につきましては、各校の人数は資料にお示しをしたとおりでございます。本市では、主幹教諭は小学校17人、中学校12人、合計29人が在

籍をしており、主任教諭は小学校58人、中学校27人、合計85人が在籍をしております。また、主幹教諭である養護教諭が小学校1人、中学校2人、合計3人、主任養護教諭は小学校5人、中学校1人、合計6人が在籍をしております。

次に、教職員の異動状況でございますが、資料の裏面を御覧ください。

管理職につきましては、小学校の校長は在外施設から帰任し、転任した者が1人ございます。また、退職は1人でございます。副校長は、転入が3人でございます。2人が市外からの転任、1人が市外からの昇任による転入でございます。

続きまして、中学校でございますが、校長は市外からの転入が1人ございます。また、退職は1人でございます。副校長の異動はございませんでした。

次に、主幹教諭・主任教諭を含む教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員でございますが、小学校は転入が45人、うち17人が新規採用教員、転出は39人でございます。中学校は、転入が31人、うち10人が新規採用教員、転出は27人でございます。合計しますと、転入は76人、うち27人が新規採用教員、転出は66人となっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。武蔵村山市立学校平成26年度行事予定一覧についてでございます。

資料5、別になっております。資料5を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、武蔵村山市立学校平成26年度行事予定一覧について御説明いたします。

資料5を御覧ください。

こちらは、平成26年度における各学校の教育活動を御参観いただくため、一覧表にしたものでございます。御活用いただきたく存じます。

なお、天候等により変更をされる場合もございますので、各行事を御参観いただく場合は、教育指導課にお問い合わせをいただくか、各学校に御確認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。平成25年度武蔵村山市立学校学校評価結果についてでございます。

これも別冊になっております。資料6、別冊を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成25年度武蔵村山市立学校学校評価結果について御説明いたします。

別冊資料6を御覧ください。

平成26年3月に、各学校から教育委員会宛てに、平成25年度学校評価結果が提出されました。この学校評価結果につきましては、同日以降、各学校ホームページに掲載し、公表しているものでございます。

本資料は、4ページから29ページまでに、見開きの形で各学校の学校評価計画表と自己評価表を掲載いたしております。また、32ページからは、学校関係者評価委員会、若しくは学校運営協議会から各校長宛てに提出された報告書を掲載しております。

4ページから、偶数ページに掲載の学校評価計画表は、昨年5月に努力指標や成果指標を策定し、校長が所属職員に示したものです。また、奇数ページに掲載の学校自己評価表は、学校評価計画表を受け、校長が示した中期、短期の経営目標と目標達成のための方針に基づき、中間及び年度末に数値で評価したものでございます。

32ページをお開きください。

本市では、平成21年度より全ての学校で学校関係者評価委員会、若しくは学校運営協議会を設置しております。学校の自己評価結果を踏まえて、各項目について改めて客観的に評価を行うとともに、学校改善の視点から校長に意見を述べる目的で設置されているものでございます。

このページからは、学校関係者評価委員会、若しくは学校運営協議会から各校長宛てに提出された報告書を掲載しております。

教育委員会といたしましては、引き続き評価の精度の向上と評価結果を次年度の教育内容の改善に生かすことについて指導してまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。平成25年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の調査結果及び授業改善のポイントについてでございます。

資料7、これも別冊になっております。資料7を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成25年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の調査結果及び授業改善のポイントについて御説明いたします。

資料7を御覧ください。

本調査は、平成25年7月4日、小学校第5学年、中学校第2学年を対象に実施いたしました。各教科の合計、観点別、読み解く力、各問題の平均正答率や正答数分布をもとに、各教科の分析として授業改善の視点を示しました。

14ページを御覧ください。

本市は、平成25年度東京都教育委員会「学力向上パートナーシップ事業」の指定を受け、学力向上を図るための取組の充実を図ってまいりました。重点教科を「算数」とし、7月4日の「学力向上を図るための調査」実施後、各学校では9月、10月、11月に、7月に実施しました調査の類似問題を活用した課題解決に取り組みました。その後、改めて12月に追加調査を実施しました。これは7月に実施した調査の類似問題です。こちらは、その結果を示したものです。

教科の合計に関する平均正答率を見ますと、7月は49.1%でしたが、12月の追加調査では56.4%となり、7.3ポイント上昇しました。また、全35問中、都全体と同率、又は正答率が上回る問題は7月調査では見られませんでした。12月の追加調査では13問ございました。

次に、30ページを御覧ください。

こちらも小学校と同様に、東京都教育委員会「学力向上パートナーシップ事業」の指定を受け、重点教科を「数学」とし、その充実を図ってまいりました。

教科の合計に関する平均正答率を見ますと、7月は34.4%でしたが、12月の追加調査では53.6%となり、19.2ポイント上昇し、7月調査の都全体を7.6ポイント上回りました。さらに、全28問中、都全体と同率、又は正答率が上回る問題は、7月の調査では見られませんでした。12月の追加調査では21問ございました。

本報告書の内容につきましては、教育委員会ホームページにもアップをし、広く市民にも公開をしたいと考えております。今後も本資料に示しました授業改善の視点を含め、児童・生徒の学力向上に資する指導の充実が図られるよう、教育委員会として指導、助言をしてまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、8点目でございます。武蔵村山市立第八小学校の文部科学省「研

究開発学校」指定についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思っております。これも別冊になっております。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、武蔵村山市立第八小学校の文部科学省「研究開発学校」指定について御説明いたします。

文部科学省では、教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校制度を昭和51年度から実施しております。今回、第八小学校が、平成26年度、文部科学省「研究開発学校」の指定を受け、4年間の研究を実施することとなりました。学習指導要領に示された教育課程の内容はもちろんのこと、教育課程の基準によらない内容について研究していくものでございます。

研究テーマは、道徳教育です。日本人としての誇りを持って、国際社会で生き抜く実践力を育むため、道徳の時間を「（仮称）徳育科」として再編し、道徳の時間の指導内容に加えて、礼儀作法の実践的指導、教材作成及び評価、評定の在り方についての研究開発を行うものです。

なお、第八小学校は文部科学省の研究開発学校の指定を受けましたが、本市としても研究指定校として指定をしております。

内容の詳細につきましては、指導・教育センター担当課長より説明させていただきます。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 初めに、本研究を行うに至りました経緯を簡単に御説明させていただきます。

平成17年度より、午前5時間制に取り組んでおります第八小学校では、放課後の時間を活用し、「ふれっチャクラブ」と称する地域交流学习による体験活動等の充実を図ってまいりました。この活動そのものは、保護者、地域からも高く評価され、年々活動が活性しているところですが、ここ数年、このふれっチャクラブに関わっていただいている地域の方々から、子供たちがあまり挨拶ができていないとか、礼儀に課題があるといった声が寄せられるようになり、第八小学校、牧校長は大きな課題であると捉えておりました。

そのような中、同様の課題を認識しておりました教育委員会で、平成24年1月に「礼儀・作法読本」を本市独自に作成したことを一つの機に、牧校長は八小として礼儀作法等を含めた新たな形の道徳教育に取り組みたいとの思いを強く持つようになったとのことござい

す。

それでは、資料の内容につきまして御説明いたします。

第八小学校におきましては、全教育活動を通じて実施する道徳教育の一層の充実を図るため、全学年において（仮称）徳育科を各学年で年間45単位時間実施いたします。徳育科では、全学年におきまして年間45単位時間の中で、従来の道徳の時間で扱うことになっている内容項目の全てを使用することに加えて、特に日本の文化や習慣の中で長きにわたり定着してきました礼儀作法について15単位時間程度、実践的な指導を行います。また、徳育科の指導を通して「関心・意欲・態度」、「思考・判断・実践」、「技能」、「知識・理解」等、評価のための観点及び評価基準の設定、評定のあり方、指導と評価の一体化等について、文部科学省からも指導、助言をいただきながら研究を進めてまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、9点目でございます。平成26年度武蔵村山市立学校研究活動等についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度武蔵村山市立学校研究活動等について御説明いたします。

資料9を御覧ください。

平成26年度の研究活動について、現時点での最新のものを掲載しております。本市の研究指定はもちろんのこと、国や東京都の研究指定も掲載しております。特に本市の小・中学校の全てが、本年度も東京都教育委員会言語能力向上拠点校の指定を受けることができました。今後も引き続き中学校区を単位とした小・中連携した研究を推進してまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、10点目でございます。平成26年度少年少女スポーツ大会「第6回村山っ子相撲大会わんぱく場所」の開催についてでございます。

資料10を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成26年度少年少女スポーツ大会「第6回村山っ子相撲

大会わんぱく場所」の開催について報告をさせていただきます。

本大会は、平成21年度に第1回大会を開催し、今回は6回目の大会となりますが、本年は5月11日、日曜日に第十小学校校庭にて実施をいたします。

主催は、武蔵村山市教育委員会、公益社団法人立川青年会議所が共催、主管につきましては引き続き第五中学校区教育推進協議会、協力は立川練成館でございます。

開会式は午前9時から、また閉会式は午後2時ごろから第十小学校の校庭で行うこととしております。

相撲競技につきましては、校庭に4面の土俵を用意し、実施をいたしますが、雨天の場合は体育館での実施を予定しております。

参加資格は、市内の小学生と未就学児、また横田基地の横田友好クラブにもお声かけをさせていただきますいております。

資料には記載をしておりますが、小学4・5・6年生の優勝者につきましては、武蔵村山チームとして、6月29日、日曜日に、立川市子ども未来センターで開催をされます第26回わんぱく相撲東京都大会立川場所に出場することができます。

また、大会当日は公益社団法人立川青年会議所が地元の野菜を使った豚汁等の炊き出しを行う予定でございます。

教育委員の皆様におかれましては、開会式、閉会式への御出席についても、よろしく願います。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、11点目でございます。第37回武蔵村山市歩け歩け大会の開催についてでございます。

資料11を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、第37回武蔵村山市歩け歩け大会の開催について報告をさせていただきます。

本大会は、5月18日、日曜日に、スタート、ゴール地点を市立第一小学校校庭とし、里山民家や野山北・六道山公園を回る約9.5キロメートルのコースで実施をいたします。

開会式につきましては、午前9時から第一小学校校庭で行い、スタートは午前9時30分の予定でございます。

参加資格は、市内在住・在勤・在学者で、完歩する体力のある方で、小学校3年生以下の参加の場合は保護者同伴といたします。

なお、申込みは大会当日に第一小学校校庭で受け付けをいたします。

教育委員の皆様におかれましては、開会式への出席について、よろしくお願ひいたします。

なお、雨天の場合の中止決定は、午前7時に判断をさせていただきます。中止の場合は、御連絡を差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

12点目のその他でございますが、高橋委員長を初め各委員宛てに、武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会から届きました書面に関する対応等につきまして、学校教育担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、3月中旬に各教育委員様宛てに届けられました書面に関する対応等につきまして説明をさせていただきます。

この書面につきましては、教育委員の職にあられる皆様に対して届けられたものでございますので、組織である私ども教育委員会事務局で収受をさせていただきました。

書面の内容につきましては、既にお読みいただいているとおりでございますが、大きく2点の要望が記載されております。1点目は、冊子の回収、2点目は教科書採択の公平性、透明性の確保でございました。

1点目につきましては、市議会定例会におきましても同様の御質問をいただきまして、回収の予定がないことを申し上げております。また、2点目につきましても、先の市議会定例会において、教科書採択につきましては、これまで同様、法令等に従い、適切に行っていることを御説明させていただいております。

また、本日、協議事項とさせていただいております武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領につきましても、大きく4つの改正点がございます。1点目は、採択の目的に適正かつ公正に実施することを明記いたしました。2点目として、各小学校に5日間ずつ全教科書のセットを回覧し、学校ごとに教科書学校調査会を設置し、校長の責任のもと校内の教職員が分担して資料を作成いたします。3点目は、教科書調査研究資料及び採択資料作成委員会報告書の記載内容について項目を精査いたしました。また、4点目といたしまして、法定展示期間の14日間に加えて、特別展示期間として3日間程度延長をいたしました。

これらの点を踏まえまして、今回の2点の要望につきましても、教育委員会といたしまして、これまで同様の見解をお示しすることになるかと存じます。

また、4月15日に、本会代表の方から私宛てにお電話をいただき、教育委員、お一人お一人との面談を希望されるとのことでもございました。先ほど申し上げました冊子の回収の予定がないこと、教科書採択につきましては大きく4つの改正をしたこと等を踏まえ、教育委員会事務局といたしましては、あくまで組織としての御対応をいただくことが適切ではないかと考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。いずれにしましても、この書面は、確かに私も受け取り、内容を確認しております。「日本がもっと好きになる」という資料だったと思いますけれども、この資料につきましては、確か昨年9月の定例会で、私を含めて委員の皆さんに御意見をいただきました。子供たちの指導のための学習資料ですね。学習資料として、これはなり得るなというふうに考えまして、配布を確かお願いしたと確認しております。したがって、今、榎並学校教育担当部長の方から報告がありましたけれども、要望、1点目のこの冊子の回収については、私は必要はないと考えております。この点について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

では、土田職務代理人。

○土田職務代理人 この書面については、私もいただきました。私も、確かにその定例会で、「日本がもっと好きになる」との内容について、その冊子の内容ですね、その内容について老舗の紹介があったり、聖徳太子、そういった偉人の人たちのことがよくまとまっている。これは同居の家族、子供たちとのやりとりの中で非常にとてもよいものだと、有効だったと、このように発言した記憶があります。

ただいまの榎並学校教育担当部長の話では、我々との面談を希望されているということでございますが、私たちの考えは、これら毎回この定例会の場で表明しておりますとおり、教育委員会としての見解も、また先の定例市議会ですか、そこで見解を示しているわけでございますので、個々の面談、皆様方が要求されている面談は必要ではないと、このようには考えております。

以上です。

○高橋委員長 その点についてどうぞ。

○持田教育長 必要、必要ではない、どちらでしょうか。済みません。

○土田職務代理者 必要ないと。

○持田教育長 分かりました。

○土田職務代理者 個々の面談は必要ないと、私は考えてはいます。

○高橋委員長 指田委員さん、何かございますか。

○指田委員 今までに、教育委員個々に、このような文面で面談等を要望してこられるようなことが、過去にはあったのでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 私の方では、これまでそういった事実の確認はできておりません。

以上でございます。

○高橋委員長 しかし、いずれにしても、大勢の市民の信託に応えることが、やはり私たちは必要であろうと思います。様々な議論を通して組織的に判断をして行動をしているわけであり、また、こういった様々な要望があることは承知をしております。個人的にやっばり対応するということは、今、御意見もありましたけれども、必ずしも適切ではないのではないかなと思います。

したがって、このような面談というものについては、やはり事務局にその対応を今後ともお願いをしたいと、こういうふうに思っております。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 私も、ただいま委員長がまとめていただきましたように、この面談の件、委員長のお話のとおりだというふうに思います。

それから、先ほど大きく分けて1点目、2点目というような要望がございました。この2点目についてですけれども、これも前回の定例教育委員会で、教科書採択の要領について協議をしておりますね。既に私たちの考えは表明しているわけでありまして、これを受けて今日の議題にもなっておりますので、先ほどの説明のとおり、私も事務局の考えを尊重したいと、推し進めたいと、このように思います。

以上です。

○高橋委員長 今のほか、ございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 いずれにしましても、今回の、今、職務代理者のお話ありましたけれども、それにつきましては、要望に対するお答え、それから面談についても、皆さん同様のお考えのようであります。したがって、お断りをする旨、事務局から改めて伝えていただきたい

と思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長報告、その他。

教育長、よろしいですね。

○持田教育長 今の件ですか。はい、結構です。

○高橋委員長 それでは、そのほか、質疑等があれば、これまたお受けいたします。

よろしいですか。

○本木委員 1ついいですか。資料1の区域外就学の状況についてなんですが、本市から他市へ、いろいろ諸事情があるんでしょうけれども、大分そちらのほう、他市に出るんですけども、市が理由というか、そういうのがあればちょっとお聞きしたいなと思って、家庭の事情とか教育的配慮って書いてある。もうちょっと細かく、何か分かっているものがあるのかなと思って。

○高橋委員長 区域外就学。これについては。

松下総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、他区市町村へ、又は他区市町村からの区域外就学につきまして、理由でございますけれども、表の下のほうに理由内訳としてお示しさせていただいておりますように、最終学年、小学生であれば6年生、中学生であれば3年生ということで、そのままその学年にいたいということで、申出があつて認めたものということでございます。学期の途中でございますけれども、こちらも例えば最終学年ではなくて中学校2年生若しくは小学校5年生などの2学期のときには2学期が終わるまで、つまり学年度末まで通いたいということで、申出があつて認めている方ということになります。また、転入先付けにつきましては、これから転入してくるからということで、そちらの学区の学校への通学を認めていると、そういった形での理由をお示しさせていただいております。

その他といたしましては、こちら、下のほうにお示しさせていただいたように、教育的配慮や家庭の御事情によりまして申し出があつて認めておりますので、それ以上、詳細につきましては、お答えを差し控えたいと思います。

申し訳ございません。

○高橋委員長 よろしいですか。

○本木委員 はい。

○高橋委員長 それでは、いいですか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 教育長報告の第八小学校の先ほどございました文部科学省の研究開発校の指定、この報告がありました中で、研究開発校制度ですね、これについてちょっと詳細をお聞かせください。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 別冊資料の8を御覧ください。

こちら研究開発学校制度ですけれども、学校の教育課程の改善に資する実証的な資料を得るために、文部科学省が昭和51年度から設けている制度でございます。学校における教育実践の中から、いろいろ起こってきます教育上の課題、また社会や変化、発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応するために、研究開発を行おうとする学校を研究開発学校として指定しております。その学校には、学習指導要領の現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程、指導方法を開発していこうとするものでございます。その成果は、実際に学習指導要領の改訂等にも生かされてきております。

ページ、おめくりいただきますと、平成26年度の研究開発学校指定校が一覧として出ております。今年度は、文部科学省では全国で9校を新規に指定しております。道徳教育につきましては、本市では第八小学校のみの研究となっております。

以上でございます。

○高橋委員長 いいですか。

○土田職務代理者 指定期間は、ここでいうと原則3年ということなんですけれども、今後の見通しは。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 こちらの研究指定でございます。研究開発学校としては、原則4年間を予定をしております。この予定で研究を進めていくということです。

以上です。

○高橋委員長 本木委員。

○本木委員 今、各小学校、指導している道徳内容とどのように変わったか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 今回、第八小学校では道徳教育に取り組みます。道徳教

育は全教育活動を通じて行うものでございますが、道徳の時間は標準時数としまして、各学年、年間35時間、設定されております。小学校1年生につきましては34時間です。第八小学校では、その時間を（仮称）徳育科として45時間程度設定する予定でございます。道徳の指導の時間を30時間程度、礼儀作法の実践的指導を15時間程度予定しております。現行の学習指導要領に示された内容を減らすのではなく、従来の指導内容を指導した上で、さらに新たな取組を実施することとしております。

なお、従来の道徳の時間の指導内容につきましては、その内容項目に応じて、道徳の時間の指導に位置付けたり、礼儀作法の実践的指導の時間に位置付けたりしながら指導を行ってまいります。

以上です。

○高橋委員長 よろしいですか。

○本木委員 はい。

○高橋委員長 これ、極めて八小が、この文科省の指定ということで重要でありますので、委員の皆様からちょっと意見を聞きたいと思っております。

指田委員さん、何か質問等ございますか。

○指田委員 指定されたということは、大変であり、また名誉なことであると思っております。それを受ける八小、いかに大変なことかなと思って、反面、先生方に感謝をしております。

この礼儀作法の実践指導のお時間ですね、お話がありましたけれども、24年には中学生のための礼儀作法の本が作成されておりました。私、今までにも何回も申し上げたんですが、ぜひ小学生のための礼儀作法読本を作成していただきたいと思っておりますが、この機会にぜひその形をつくっていただければ、幼いころから自然に礼儀作法を身につける、自然に身につくことが一番いいことではないかなと思っております。今は核家族になっておりますので、なかなかそういった機会、以前よりは少なくなっていくかなと思っておりますので、早目のこの小学生のための本を作成していただきたいと思っておりますが、御計画はございますか。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 今回、第八小学校が研究開発学校と指定をされましたので、本研究と関連させながら小学生のための礼儀作法読本を作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○指田委員 ぜひ、近い将来にとっております。お願いいたします。

○土田職務代理者 あと1点、よろしいですか。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 確かに現在、文部科学省が道徳の教科化について研究、検討を進めていると、このようなことを伺ったことがございます。これらの問題等、研究開発校としての第八小学校の研究が、こうした動きとしての関連ですね、それはどのようなつながりがございますか。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 これまで文部科学省の研究開発学校の成果につきまして、教育課程の基準改定に関する教育課程審議会等の審議の中で、具体的な実証的資料として生かされております。例えば、平成元年に告示されました学習指導要領では、小学校低学年に生活科が設置されました。また、平成14年の4月には学習指導要領の中で総合的な学習の時間が始まりました。最近では、平成20年3月の小学校学習指導要領において、外国語活動が新設をされました。実際に研究開発学校の研究成果が、このように成果として活用されておりますので、このようなことから今回の第八小学校の研究は、国が推し進める今後の道徳教育のあり方に大きな影響を与えるものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 そのとおりですね。

よろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○高橋委員長 では、教育長。

○持田教育長 皆さん、もうよろしいですか。

新たに取り組む内容で、先行事例がないと。戦後、道徳教育を進めていく、特に道徳の時間を進めていく中で、担当課長が説明したような内容の先行事例がないわけですね。ですから、もう本当に手づくりのですね、皆さんで考えていくと、そういう研究になっていくと思います。

お手元の参考資料の中に、「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表というA3判の大きなものがあります。この中で、ちょっと字が小さくて申し訳ないんですけども、例えば内容の2の中に、「主として他の人とかかわりに関すること」という大きな柱がございます。その中の(1)に第1・第2学年で、「気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。」、いわゆるこれが価値項目と言われるものでございますが、

第3・第4学年では「礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。」、第5・第6学年では「時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。」というような内容項目がございます。いわゆる価値項目でございます。これらについては、その指導内容から、今、課長から説明がありましたように、従来の35時間の指導すべき道徳の価値項目の中に、礼儀作法の実践的指導に関する内容と、こういうところもかぶってくるわけでして、具体的にどういう、何年生でどういう指導をするかと、こういったことも研究を進めていくという内容になっております。

いずれにいたしましても、今回の第八小学校の研究は、国を変えると、こういう研究でございまして、文部科学省の指導のもとに、委員の皆様方の御意見もお伺いしながら、学校と教育委員会が連携して、4年間かけて丁寧にじっくりと研究を進めてまいりたいと思います。

これまでの道徳教育における副読本では、これは民間の副読本は、我が国の先人から学ぶと、道徳の一番の基本は生き方を学ぶということでございますが、我が国の先人の例が希薄なんですね。ほとんど取り上げられていないということもありましたので、昨年の教育のつどいでテーマにいたしました「我が国の先人から学ぶ～未来を担う ぼくたち わたしたち～」、こういった等の成果も生かして、この道徳の指導内容、低・中・高、中学校で、トータルしますと56項目あります。低学年で16、中学年で18、高学年で22、中学校で24項目あります。この56項目の内容全てにおいて、我が国の先人から学ぶ資料として作成していきたい、このように考えているところでございますので、いろいろまた御意見をいただければと思います。

以上でございます。

○高橋委員長 いずれにいたしましても、第八小学校がこの研究を引き受けるということになるわけでありましてけれども、八小だけに負担をかけるのではなくて、この研究を実りのあるものにするためには、やはり教育委員会を含めて全市的に、何らかの形で協力というか、その旨をお願い申し上げたいと思います。

それでは、以上でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

理の承認について

○高橋委員長 日程第4、議案第35号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第35号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について。

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年4月18日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第35号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、平成26年3月20日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第35号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について、御説明いたします。

別紙を御覧ください。

教育委員会職員の平成26年4月1日付任命と、平成26年3月31日付及び4月1日付解任でございませう。

平成26年4月1日付の武蔵村山市職員の人事発令による教育委員会事務局職員の異動に伴いまして、任免の必要が生じたものでございませう。

初めに、4月1日付、任命でございませうが、教育委員会事務局の組織改正がございませうことから、部長職1人、課長職4人、主査職は再任用2人を含め7人、主任職4人、一般職は新規採用1人及び再任用2人を含め7人、合計23人でございませう。

次に、2 ページを御覧ください。

3 月31日付、東京都への帰任でございますが、部長職 1 人でございます。

次に、4 月 1 日付、解任でございますが、課長職 1 人、主査職 2 人、主任職 2 人、一般職 1 人、計 6 人でございます。

3 ページを御覧ください。

次に、3 月31日付、解任（退職）でございますが、部長職 2 人、主査職 2 人、一般職 2 人、計 6 人でございます。

事務局職員の任免につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第35号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 5 議案第 36 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

○高橋委員長 日程第 5、議案第36号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第36号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年4月18日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第36号の提案理由を説明させていただきます。

教職員の人事異動等に伴い、委員を任命する必要があるので、平成26年4月1日付をもって臨時に代理をしたので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第36号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてにつきまして御説明いたします。

昨年になりますが、平成25年3月の定例教育委員会で議決をいただきました雷塚小学校、第一中学校、第三中学校、第四中学校及び平成26年3月の定例教育委員会において議決をいただきました第二小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、第五中学校の武蔵村山市立学校学校運営協議会委員につきましては、平成26年4月1日付、教職員の人事異動等により、改めて委員を任命する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条1項の規定に基づき臨時に代理をしたので、同条第2項の規定により、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めます。

議案の次に別紙がございますので御覧ください。

説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第36号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 議案第37号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認
について

○高橋委員長 日程第6、議案第37号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第37号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年4月18日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第37号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要がある、平成26年

4月1日付をもって臨時代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第37号について御説明いたします。

武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認につきましては、別紙を御覧ください。

社会教育委員につきましては、武蔵村山市社会教育委員設置条例の第2条及び第3条の規定に基づき、委員10人を委嘱しております。3月の定例会におきまして、9人につきましては議決をいただきましたが、残る1人につきまして4月1日付で委嘱し、臨時に代理しましたので、御承認をお願いいたします。

別紙記載のとおり、井口寛隆さんにつきましては、市立第五中学校校長で、中学校校長会からの推薦として、学校教育の関係者の区分となります。

任期につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第37号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第7 議案第38号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

○高橋委員長 日程第7、議案第38号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第38号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年4月18日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第38号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があり、平成26年4月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 山田義高文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第38号について御説明いたします。

武蔵村山市公民館運営審議会の委嘱に係る臨時代理の承認につきましては、別紙を御覧ください。

公民館運営審議会委員につきましては、武蔵村山市公民館条例の第17条及び第18条の規定に基づき委員10人を委嘱しております。3月の定例会におきまして、9人につきましては議決をいただきましたが、残る1人につきまして4月1日付で委嘱し、臨時に代理いたしましたので、御承認をお願いいたします。

別紙記載のとおり、栗原伊知郎さんにつきましては、市立第三中学校校長で、中学校校長会からの推薦として、学校教育の関係者の区分となります。

任期につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第38号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第8 議案第39号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

○高橋委員長 日程第8、議案第39号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第39号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年4月18日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第39号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があり、平成26年4月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、スポーツ振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願いいたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、議案第39号について御説明をさせていただきます。

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてでございますが、資料の次ページにございます別紙を御覧いただきたいと存じます。

スポーツ推進委員につきましては、武蔵村山市スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定に基づき委員14人を委嘱しております。平成26年3月の定例教育委員会におきまして、11人については議決をいただきましたが、残る3人のうち2人につきましては4月1日付で委嘱し、臨時に代理しましたので、御承認をお願いいたします。

別紙にお示しをしております奥住淳史さんにつきましては、市内残堀在住で、主に小学生を対象にサッカーの指導を行っている方でございます。また、小山輝男さんにつきましては、市内本町在住で、中藤地区スポーツ協力員をされていた方ございまして、このたびお二人をスポーツ推進委員として委嘱をするに至ったものでございます。

なお、任期につきましては平成26年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。説明は以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 このスポーツ推進委員制度、従前は体育指導員、こういった呼称で皆さん活躍をされてきたんですけれども、今の御説明でもあと1名が欠員になっている。土曜日、日曜日、祭日、いわゆる休日に御協力を願うことが非常にたくさん多い。市民の方も、その向きの人たちに協力を依頼して委員としてお願いしているんですけれども、過去には、この教育委員会が行ういろいろなイベント、スポーツにしる、文科系にしる、小学生、中学生を対象にした事業がたくさんございます。そこで、過去には小学校代表、中学校代表の先生が体育指導員として、今でいうとスポーツ推進委員ですね、指導員として協力をいただい

た経過があります。これは非常に事業推進に、子供たちの日常に直接関わっている人が参加することによって、事業日程の決定から中身、そういったものに大変な大きな力を発揮されてきました。そういった意味で、今後、今欠員が1名ということなのですが、将来的にそういった各学校の先生方、校務、御多忙です。御多忙の中でございますけれども、またそういった方たちにお力を借りれるような機会があったらいかがかと、こういうふうに思うんですけども、そういった向きについていかがでしょうか。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 スポーツ推進委員につきましては、現在、1名がまだ欠員という状況でございまして、適任の方を探しているところでございます。御質問のございました学校の教員の方の採用につきましては、本年4月1日から新たに2名の教員をスポーツ推進委員として任命をするに至っております。小中一貫校村山学園の方からお二人の方を、新たにスポーツ推進委員として委嘱をさせていただいているという状況でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○土田職務代理者 ありがとうございます。ぜひ、そういった校務、非常に先生、多忙ですが、大きな力をお貸しいただけるはずです。ぜひ皆さんで協力して、子供たちのため、児童・生徒のためにも活躍を期待しております。

以上でございます。

○高橋委員長 校長会、副校長会等で、そういうお話も部長の方からもしていただいて、ひとつお願いをしたいと思います。

それでは、ほかよろしいでしょうか。

質疑はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第39号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第9 議案第40号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理
の承認について

○高橋委員長 日程第9、議案第40号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理
の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第40号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承
認について。

武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育
委員会の承認を求めます。

平成26年4月18日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第40号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立図書館協議会委員の辞職に伴い、委員を任命する必要があり、平成26年4月
1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、図書館長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、
御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 乙幡図書館長。

○乙幡図書館長 それでは、議案第40号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代
理の承認について御説明申し上げます。

別紙を御覧いただきたいと思います。

図書館協議会委員のうち、学校教育の関係者から選出されておりました青木秀雄委員から、

平成26年3月31日付の退職のため、事前に辞任の申出がありました。そこで、後任について小学校校長会へ伺いましたところ、市立第一小学校、鶴田浩二校長を推薦いただきました。

平成26年4月1日付で任命をいたしましたので、御承認をお願いしたいと思います。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります平成27年6月30日までとなっております。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第40号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第10 議案第41号 武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針の策定について

○高橋委員長 日程第10、議案第41号 武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針の策定についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第41号 武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針の策定について。

武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針の策定について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年4月18日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第41号の提案理由を説明させていただきます。

国の「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、武蔵村山市におけるいじめ防止に係る基本方針を策定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針について御説明いたします。

本方針につきましては、前回の定例教育委員会で御協議をいただいたもので、改めまして本市のいじめ防止等に向けた基本方針として策定をいただきますようお願いするものでございます。

この基本方針は、平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の第12条において、地方公共団体は、国の基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定するよう努めることとされており、その策定は、いわゆる努力義務とされているものでございます。

前日も御報告いたしました、東京都の基本方針策定は6月頃になるとのことですが、本市といたしましては、いじめの防止に向けた具体的な取組を推進するために、都の策定を待つことなく、速やかに策定してまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては、前回、御説明をさせていただいておりますので、要約しながら改めて説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

基本方針策定の意義及び、2 いじめの定義は、国のいじめ防止等のための基本的な方針に示されたものと同様でございます。また、3 いじめの禁止につきましても、いじめ防止対策推進法の第4条で明記されておりますように、本市におきましても全ての児童・生徒は

いじめを行ってはならないことをここで宣言いたしております。

2 ページを御覧ください。

4、いじめ問題への基本的な考え方。

3 ページ、4 ページにございます、5 学校における取組には、これまでも本市が道徳や人権教育を重視する中で、児童・生徒の規範意識や社会性を高め、思いやりの心を育てることに取り組んできましたことや、問題行動には毅然とした態度で指導すること、組織的な相談体制を構築し、いじめ問題に取り組んできたこと等を踏まえて記載をしております。

また、本市独自の取組であります「いじめ標語」、「武蔵村山市いじめ追放アピール」、「いじめ認知報告票」や「いじめ対応記録票」をもとにした組織的な取組の推進について明記をしております。

最後に、5 ページになりますが、6 武蔵村山市における取組についてでございます。これまで同様、福祉機関や医療機関、地域等との連携を密にしていじめ防止に取り組むとともに、必要と判断された場合には、いじめを行った児童・生徒の保護者に対し出席停止を命じるといった断固たる態度をもって、いじめの防止に努めることを明確にしております。

さらに、重大事態が発生した際には、平成26年度から全校がコミュニティー・スクールとなりましたことも踏まえ、地域及び学校運営協議会の代表やカウンセラー等の専門家を交えたいじめ問題対策委員会を設置し、事実関係の明確化や原因の追及及び解決策等について調査を行うことといたしました。

いずれにいたしましても、いかなる理由があっても明確な人権侵害であるいじめは、決してあってはならないことであることを、本基本方針をもって明確にしていまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 前回定例会で示されまして、協議し、今回、こういうようにきちっとした形で実になるんですけれども、中身もすばらしく、他市、国・都に先駆けて本市がまずスタートするわけなんですけれども、これらをもとに生徒・児童の保護者、家庭に大きくアピールするために、集約版というんでしょうか、そういう人たち、皆さん方に、ぜひこれは知っていただきたいというような内容の集約版みたいなものをつくって、配布されたらもっとこれが生きてくる。行政機関、学校、先生、こういった人たちについてはきちっとしたもの

が提供されて、皆さん、勉強されると思うんですけれども、まず一番の肝心な御家庭、そういった人たちにまず目で見ていただいて、この教育委員会の行動、これらをも理解していただくとともに、そういったものを、重要性を認識していただくためにも、何かそういうものを、集約版みたいなものをつくってお配りすることができないかと。その辺いかがですか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 大変貴重な御意見ありがとうございました。

昨年度の国のいじめ防止対策推進法が策定された際にも、本市独自にリーフレットを作成し、全家庭に配布をしたところでございます。今回、御協議をいただきますこの基本方針も、作成をいただいた後には、今御意見をいただいたように、全家庭にその周知のためのリーフレットの配布をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土田職務代理者 よろしく願いいたします。

○高橋委員長 ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第41号 武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第11 協議事項

○高橋委員長 日程第11、協議事項を議題といたします。

委員の皆様からの協議事項をお受けいたします。

いかがでございましょうか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領(案)について、御協議をお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、この協議事項の1点目でありますけれども、武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領(案)についての説明を求めます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領(案)について御説明をいたします。

今年度は、小学校の平成27年度使用教科用図書の採択年度となっております。本要領に基づき、8月8日の臨時教育委員会において採択をいただくものでございます。

別冊、協議事項資料1を御覧ください。

まず、これまでの使用教科用図書採択要領と大きく変更した点が4点ございます。

1点目、これまでも教科書採択につきましては、法令や通知等に基づき適正、かつ公正に実施してまいりましたが、採択要領の1、採択の目的に、その旨を明記いたしました。

2点目、これまでは各学校に見本教科書を回覧することをしておりませんでした。これまで以上に精度の高い調査研究資料を作成する目的で、各小学校に5日間ずつ、全教科書のセットを回覧いたします。また、学校ごとに教科書学校調査会を設置し、校長の責任のもと校内の教職員が分担して簡潔な資料を作成いたします。それを、これまで設置いたしました教科書調査研究委員会に提出することといたします。

3点目、教科書調査研究資料及び採択資料作成委員会報告書の記載内容について、項目を精査し、簡潔なものに改正をいたしました。

4点目、教科書展示会については、法定展示期間の14日間に加えて、特別展示期間として3日間程度延長して開催する予定でございます。その際は、保護者等にも案内を配布し、市民や保護者にも周知し、多くの意見を聴取できるようにいたしたいと考えております。

要領(案)本文の詳細につきましては、指導・教育センター担当課長より説明させていただきます。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 要領（案）本文を御覧ください。

1 ページ、第3、組織及び任務の1、採択資料作成委員会は、小学校の校長9人、特別支援学級調査研究委員長の校長、小・中学校から1人ずつ、小学校保護者代表1人の合計12人で構成し、報告書を作成いたします。

2 ページ、御覧ください。

第3の2、調査研究委員会です。9教科の調査研究委員会の委員長を小学校長とし、各小学校から教科別に1人ずつの教員、中学校全体から教科別に1人ずつの教員の合計11人で1部会を構成し、調査研究資料を作成いたします。特別支援学級の教科書につきましては、例年どおりの組織といたしますが、今年度は小・中学校ごとにそれぞれ2人の校長をもって教科書調査研究委員長といたします。そのもとに、小学校は知的障害学級教員2人、情緒障害学級教員2人、中学校は知的障害学級教員2人をもって構成いたします。

3 ページ、御覧ください。

第3の3、学校調査会、こちらは各小学校において校長を責任者として学校調査会を設置し、学校調査資料を作成いたします。

次に、7ページ、様式1を御覧ください。

こちら、採択資料作成委員会報告書の様式でございます。今年度の調査内容は、1、内容、2、構成上の工夫、3、特長の3点に改め、文字数を少なくしております。

続いて、8ページ、様式2、こちらは調査研究資料の様式であります。こちら、様式1と同様となっております。

続きまして、9ページ、様式3は教科書学校調査資料の様式であります。今回から設置されます各学校で行う学校調査会で作成する資料の様式であります。特長のみを記載することとなっております。

10ページ、11ページ、様式4、5は特別支援学級の一般図書用の様式であります。小学校教科用図書の様式と同一に改めております。

次に、要領に戻りまして、3ページ、第4、調査研究の内容・方法の3を御覧ください。

資料の作成については、いずれも学習指導要領の目標及び内容に照らし、各教科書を客観的に分析・検討し、それらの違いが簡潔・明瞭にわかるよう記述することとなっております。優劣を記載したり、主観に基づく意見を記載したりするものではありません。

同じく、3ページ、第5、適正かつ公正な採択の確保のために、ここに掲げている教員は

資料の作成等にはかかわることはできません。委員を委嘱するに際しては、誓約書に署名、捺印することとしております。

また、4ページ、第5の2に記載のあるとおり、委員名簿は採択まで公開しないこととなっており、十分留意してまいります。

最後に、日程であります。6ページ、横書きの日程表を御覧ください。

5月12日以降、3校ずつの3つのグループに分けまして、各小学校に教科書セットを回覧いたします。回覧後、各小学校において、学校調査資料を作成いたします。調査研究委員会は、5月12日以降、教科別に実施し、7月4日までに調査研究資料を作成し、採択資料作成委員会に提出いたします。採択資料作成委員会は、これを受けて7月22日までに教科書採択資料作成委員会報告書を作成し、教育委員会へ報告することとなっております。その上で、8月8日の臨時教育委員会において採択をお願いいたしたく存じます。

以上でございます。

○高橋委員長 率直な感想を申し上げますと、これまでの変更点について説明を今していただいたわけでありますが、たしか3月の定例会でもっとクリアに、適正かつ公正な採択の趣旨を明確にしたほうがよいという意見を出しましたが、これが要領の採択、目的の中に明文化されたと理解してよろしいのかどうか、この点について。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 そのとおりでございます。これまでも私どもは、適正かつ公正な採択へ向けて時間をかけて調査、研究を行ってまいりました。この趣旨を改めて明らかにする意味を込めて、今回、要領に明記をさせていただきました。

以上です。

○高橋委員長 分かりました。

教育長。

○持田教育長 その部分を読んでもらえますかね。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 1ページ、第1、目的でございます。「この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第23条第6号の規定に基づき、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、武蔵村山市立小・中学校において平成27年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるものとする。」。

以上でございます。

○高橋委員長 これ、今までと変わりませんね、その点ね。目的ですから。そう理解してよろしいですか。

教育長。

○持田教育長 今までと変わっておりますので、その変わった部分分かるようにお話をしてくださいということです。

○高橋委員長 まとめて結構ですから。

では、小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 第1、目的の最後の行でございます。「適正かつ公正」という文言を明記させていただきました。

○持田教育長 はい、結構です。

○高橋委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに。ここのところは、ちょっと皆さんに意見を、御質問そのほかをちょっとお伺いしたいと思います、要領でありますので。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 先ほどの要領（案）の説明の中で、今回のいろんな改定の大きな項目として、この見本、セットの教科書見本の回覧を導入したということで、非常に教員が採択前に教科書見本を確認できるということについては、より精度の高い調査資料を作成する視点からも、非常に目的に言うところの適正かつ公正な採択ができると、このように理解をしたところでございます。そこで、セットものの回覧が5日間という期間が、まあ全体の期間の中で用意ができたということなんですけれども、各学校で全教科書について資料を作成することができるかどうか、この5日間という時間ですね。その辺をどういうふうに見通しておりますか。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 各学校におきましては、教員が教科を分担をしまして、組織的に作業ができるようにしたいというふうに考えております。また、内容につきましても、今回、特長のみを簡潔に記載することといたしましたので、学校調査資料を作成することは十分に可能であるというふうに考えております。

○高橋委員長 組織、市教研とか、あるいは中学校の研究会、そのほかでも、こういう教科書については、いろんな話をしているわけですか。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 こちらの学校調査会につきましては、まず小学校のみで、まず学校調査会で資料を……

○高橋委員長 学校単独でね。

○小嶺指導・教育センター担当課長 はい。作成いたします。その学校調査会資料、学校ごとに学校調査資料を作成いたします。それを各教科の調査研究資料、委員会に提出いたします。

○高橋委員長 なるほど。分かりました。

○持田教育長 よろしいですか。

○高橋委員長 はい。

○持田教育長 市教研は、この採択には入らない。

○高橋委員長 ほかよろしいでしょうか。

指田委員さん。

○指田委員 この回覧期間ですね、教科書見本、各学校への回覧期間、教員の方、お忙しい中で、もう少しこの期間というものを延ばすということは無理でございましょうか。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 教科書見本、届きましてから、その後、採択資料作成委員会、また調査研究委員会等、開催してまいります。また、採択までの日程等を考慮しまして、最大限確保できた期間が5日間でございます。

以上でございます。

○指田委員 そうですか。それ以上は難しいということですね。

○高橋委員長 本木委員さん、何か。

○本木委員 教科書の展示会を特別展示として期間を延長したという、これより広く周知ができるということと、多くの保護者、市民に教科書に対して関心を持ってもらうことができるという意味では大変よかったと思うんですが、5セットですね、教科書が。見本としていただけないということなんですが、これ増やすということはどうしてもできないんでしょうか。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 そのことにつきましても、私どもあらかじめ東京都教育庁指導部教科書担当係に問い合わせをいたしました。教科書見本を増やすといった対応につきましては、各自治体の学校数、少ない、多い、ございますけれども、そういった各自治体の学校数にかかわらず、文部科学省では行っていないとのことで、各自治体全て5セットの

みということでございます。

○高橋委員長 これは、もう全国的にそういうことだということですね。

○小嶺指導・教育センター担当課長 はい、そのとおりでございます。

○土田職務代理者 確認ですけれども、例えば八王子市とか武蔵村山市、瑞穂町とか、学校の数に変化がありますよね。そういうところでも、5セットしか文部科学省は用意ができていないと、そういう意味ですか。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 私どもが東京都の教育庁指導部教科書担当係に確認した時点では、文科省としては、江戸川区も、例えば八王子市も、大変多いですけれども、5セットというふうに伺っております。

○高橋委員長 よろしいですか。

○土田職務代理者 そういう意味では、非常に本市はかなり有効にその5セットが使えるかなと、そういうふうには今思いましたけれども。

以上です。

○高橋委員長 そうですね。考え、物理的にはね。

教育長。

○持田教育長 この見本のセット数ですけれども、私、長い間、いろいろな場所で採択にかかわってきまして、かなり以前から採択地区5セットということで進んでおりまして、幾ら増やそうと思ってもなかなか増やせないのが現実でございます。100校あっても5セット、本市のように9校でも5セットと。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

いずれにいたしましても、ぜひ、先ほども御意見ありましたけれども、保護者の皆様にも、やっぱり学校を通して展示会の案内を配布したり、周知を図っていただきたいと思えます。そして、多くの市民の皆様が、やはり教科書に対して関心を持っていただくということは、私、大変結構なことだと思います。しかし、改めて適正かつ公正な、やはり採択ができるようにしたい。そのためにも事務局には、そうした趣旨に基づきまして、その進行管理を今後よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございますが、協議事項はもうこれでよろしいでしょうか。よろしいんですね、協議事項は。

○松下教育総務課長 私どもからは、特にございませぬ。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

◎日程第12 その他

○高橋委員長 日程第12、その他に入ります。

委員の皆様からの御意見、御発言があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 事務局からは。

○松下教育総務課長 私どもからは特にございませぬ。

○高橋委員長 それでは、これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部ここで終了いたしました。

これをもって、平成26年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前11時13分閉会